

コロナの影響を受け

労働者雇用維持に努力されている

町内中小企業の皆様を

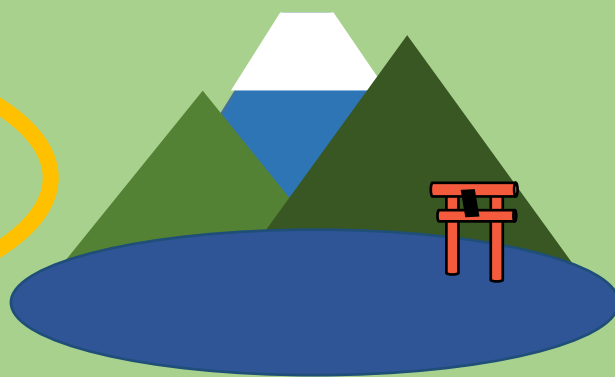
支援します!

町内1事業者につき **20万円**

2/1(月) から **6/30(水)** まで

郵送にて申請受付中

国の雇用調整助成金等の
申請、決定が必要です。



お 願 い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は原則、町ホームページからダウンロードし、郵送にて申請してください。

申請書類は役場観光課もしくは最寄りの出張所でも入手可能です。

箱根町企画観光部観光課 TEL 85-7410

<詳しくは裏面へ>

中小企業等雇用維持交付金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動の縮小、一時的な休業等を余儀なくされながらも、労働者の雇用維持を図るために雇用調整を講ずる中小企業者等に対し、雇用の安定した確保を促すための中小企業等雇用維持交付金を創設しました。

【交付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、町内の事業所に係る雇用調整助成金等の申請（申請に係る対象期間が、令和2年12月28日～令和3年2月7日の間に1日以上含まれる者）をし、支給決定を受けた者

【交付金額】 20万円(1事業者1回限り)

【交付申請期間】 2月1日(月)～6月30日(水)

【申請方法】

町ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、添付書類を揃えて観光課産業施設係宛に郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持ち込みでの申請はご遠慮ください。

《これから雇用調整助成金を申請される方へ》

●厚生労働省 雇用調整助成金の申請方法について

雇用調整助成金の申請方法については、厚生労働省のホームページをご覧ください。または、神奈川労働局職業対策課助成金センター（TEL：045-277-8815）へ問い合わせてください。

●2月18日(木) 雇用調整助成金の申請手続きをサポートします

毎月、町で実施している無料お困りごと相談会の中で雇用調整助成金の申請手続きのサポートをします。専門相談員の方が申請書の書き方などをアドバイスしますので、是非利用してください。

【日時】2月18日(木) ※要予約

【場所】役場分庁舎4階第6,7会議室

人数に限りがありますので、希望される方は、事前に観光課へ電話にて予約してください。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と手指の消毒を徹底してください。

申込・照会先 観光課産業施設係 電話(85)7410
〒250-0398 箱根町湯本256

※中小企業等事業継続支援交付金も用意しておりますので、別のチラシをご参照ください。